

近年、政府では客観的かつ合理的な評価に基づいて政策立案を行へ、E-BPM (Evidence Based Policy Making) が推進されてい。E-BPM は、政策目的を明確化し、かつ合理的な根拠（エビデンス）に基づいて政策立案を行へといふ考え方であり、「証拠に基づく政策立案」と訳される。E-BPM では、実際のデータや経済学的な分析枠組みに基づく客観的な根拠が重視され、政策を実施した場合の費用と便益の事前評価や、実施した政策の事後評価が行われる。そのため、国や地方自治体が収集して

経済学研究における税務データ

企業の税務申告に関する税務アーティクルである。税務アーティクルは、各個人や企業の毎期の売り上げ、費用、所得などの詳細な経済活動に付随する情報を観察できる。研究者などの専門家が税務データを活用することにより、税制改正が経済に及ぼす影響の評価や、補助金や政策減税などの経済政策の効果測定が可能になる。

近年日本における研究者は、筆者の知る限り3件存在する。二つは政府によるもので、国税庁が提供する所得税や法人税、相続税の申告情報、および財務省が提供する税關出入申告情報である。もう一つは、東京大学政策評価研究教育センターによる、地方自治体が徴収する地方住民税など

タは個人や企業を対象とした政府統計調査など比較して、カバー率が非常に高い。納税を行ふ全ての対象を補足できるため、通常統計では把握が難しい中事業者などへの政策の影響を捉えることが可能にならる。二つ目に、個人や企業の税制変更に対する行動変化を詳細に分析できること。一方で、政府統計調査の徴税業務とは関係ない形で収集されるため、個人や企業はおおよその値を回答しており、正確な値を知ることができない。三つ目に、業務データを利用することができなく中長期的な観点から平価である。

黒的で長い、白い形直ぐ動かす。葉は影中常に比

日本での

利活用の現状

いるデータを研究に活用する動きも活発化している。政府機関が保有するデータの最たるものは、個人や

愛知淑徳大学
ビジネス学部准教授
鈴木 崇文

の地方税申告情報である。当然、税務データからは特定の個人や企業を特定することが可能であるため、これらの取り組みでは、完全な匿名化を実施する。また外部と隔離された施設でのみ利用が許可されるなど、全金の措置がとられた上で研究者に提供される。では、なぜ税務データは研究に有用なのだろうか。その理由は大きく三つ挙げられる。一つ目は、税務データ

勢の評価が既に行われている。経済情勢を即時に把握するなど、政府はコロナ禍などの経済シヨックに対して、より迅速かつ効率的に対応できるようになる。日本では、税務データの研究利用が開始したばかりである。しかし、今後質の高い研究が数多く行われ、得られた有用な知見が政策に活用されることで、より良い社会の構築につながることを期待したい。

政策立案や評議以外にも、税務データなどの行政データを利用するメリットは大きい。利活用が進んでいる国については、行政データから得られる情報を用いて、例えばリアルタイムに

ある。しかし、今後質の高い研究が数多く行われ、得られた有用な知見が政策に活用されることで、より良い社会の構築につながることを期待したい。